

福井市 I C T 活用工事（舗装工（修繕工）） 試行要領

1. 趣旨

この要領は、福井市が発注する建設工事において、「I C T（※1）の全面的な活用」（以下、I C T 活用工事）という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

2. I C T 活用工事

2-1 概要

I C T 活用工事(I C T 舗装工（修繕工）)とは、以下に示す施工プロセスの各段階のうち、全てもしくは一部において I C T 施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工（施工管理システム）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

ただし、①②⑤の段階における I C T 施工技術の活用を必須とする。

2-2 各段階における I C T

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～4)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、I C T 活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や2-2①で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

2-2②で得られた3次元設計データを用いて、下記1)に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施または従来型建設機械による施工が選択できる。

- 1) 3次元位置を用いた施工管理システム

④ 3次元出来形管理等の施工管理

I C T 舗装工（修繕工）の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設

機械を用いた施工を選択した場合、下記示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。

＜出来形管理＞

路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。

１）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

２－２①②による３次元データ等および④において施工履歴データを用いた出来形管理を用いて確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として 納品する。

※監督・検査についても、表－１に示すとおり３次元データに対応した要領により対応することとする。

※各段階におけるＩＣＴの適用工種については表－１を参照。

表－１ ＩＣＴ活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	対象機械	摘要工種		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量/ ３次元出来形管理 等施工管理	地上レーザースキャナーを用いた起工測量（舗装工事編）	測量	—	—	○	①、②、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（舗装工事編）	測量	—	—	○	①、③	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（舗装工事編）	測量	—	—	○	①、④	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測	ICT建設機械	—	△	①、⑤	路面切削工

【凡例】○：適用可能 △：一部適用可能

【要領一覧】

- ① ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編
 - ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
 - ③ TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
 - ④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
 - ⑤ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
 - ⑥ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）—国土地理院
- ※各要領が改正された場合、最新の要領を用いることとする。

２－３ 対象工事

本要領に基づき実施するＩＣＴ活用工事は、舗装工（修繕工）（「切削オーバーレイ工」または「路面切削工」）1,000m²以上を含む工事を原則とし、下記（１）に該当する工事とする。

ただし、特段の理由（災害に伴う緊急工事、随意契約の工事等）がある場合は、ＩＣＴ活用工事の対象としないことができる。

(1) 対象工種・種別

下記の工種（種別）を含む工事とする。

表－２ ＩＣＴ活用工事の対象工種種別

工事区分	工 種	種 別
・ 道路維持 ・ 道路修繕 ・ 橋梁保全工事	舗 装 工	切削オーバーレイ工 路面切削工

３．ＩＣＴ活用工事の実施方法

３－１ 発注における入札公告等

入札公告時、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の対象とすることを入札公告に明示する。

３－２ ＩＣＴ活用工事の実施手続

ＩＣＴ活用工事の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書を発注者へ提出し、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

また、入札公告時にＩＣＴ活用工事の適用対象としていない工事も、ＩＣＴを全面的に活用する工事を受注者が希望した場合は、受注者は協議書を発注者へ提出し、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

３－３ 工事費の積算

発注者は、発注に際して従来通り積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、国土交通省が定める「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領」に基づき、設計変更により必要費用を計上する。

なお、従来の２次元の設計図書等によりＩＣＴ活用工事を発注する場合、受注者に３次元起工測量および３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費および３次元設計データ作成経費について見積りの提出を求め、設計変更により必要費用を計上する。

４．ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

４－１ 工事成績評価における加点措置

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

５．ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ活用工事を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

５－１ 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用工事を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表－１ ＩＣＴ活用工事と適用工種）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員および検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

また、当面の間、監督・検査等に係る機器（３次元データを閲覧可能なパソコン等）は、受注者が準備するものとする。

５－２ 現場見学会・講習会の実施

ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を随時実施するものとする。

５－３ 活用効果の検証

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の活用効果の検証に協力するものとする。

<注釈>

※１ ＩＣＴ：Information and Communication Technology の省略。「情報通信技術」

附 則

この要領は、令和７年４月１日から適用する。

この要領は、令和８年７月２５日から適用する。